

測定項目	単位	許容限度	令和3年10月22日採水			
			上流		中流	
カドミウム	mg/L	0.003	0.001	未満	0.001	未満
全シアン	mg/L	検出されないこと	0.01	未満	0.01	未満
鉛	mg/L	0.01	0.005	未満	0.005	未満
六価クロム	mg/L	0.05	0.01	未満	0.01	未満
砒素	mg/L	0.01	0.005	未満	0.005	未満
総水銀	mg/L	0.0005	0.0005	未満	0.0005	未満
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されず		検出されず	
PCB	mg/L	検出されないこと	0.0005	未満	0.0005	未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002	未満	0.002	未満
四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002	未満	0.0002	未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004	未満	0.0004	未満
クロロエチレン	mg/L	0.002	0.0002	未満	0.0002	未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002	未満	0.002	未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.004	未満	0.004	未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	0.0005	未満	0.0005	未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006	未満	0.0006	未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.002	未満	0.002	未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.0005	未満	0.0005	未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002	未満	0.0002	未満
チウラム	mg/L	0.006	0.0006	未満	0.0006	未満
シマジン	mg/L	0.003	0.0003	未満	0.0003	未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002	未満	0.002	未満
ベンゼン	mg/L	0.01	0.001	未満	0.001	未満
セレン	mg/L	0.01	0.002	未満	0.002	未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10	0.06		0.06	
ふっ素	mg/L	0.8	0.06		0.10	
ほう素	mg/L	1	0.01	未満	0.01	未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	0.005	未満	0.005	未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.094		0.20	

備考

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 許容限度は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の別表第一、別表第二によるものとする。

測定項目	単位	許容限度	令和3年10月22日採水		
			下流		
カドミウム	mg/L	0.003	0.001	未満	
全シアン	mg/L	検出されないこと	0.01	未満	
鉛	mg/L	0.01	0.005	未満	
六価クロム	mg/L	0.05	0.01	未満	
砒素	mg/L	0.01	0.005	未満	
総水銀	mg/L	0.0005	0.0005	未満	
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されず		
PCB	mg/L	検出されないこと	0.0005	未満	
ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002	未満	
四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002	未満	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004	未満	
クロロエチレン	mg/L	0.002	0.0002	未満	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002	未満	
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.004	未満	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	0.0005	未満	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006	未満	
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.002	未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.0005	未満	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002	未満	
チウラム	mg/L	0.006	0.0006	未満	
シマジン	mg/L	0.003	0.0003	未満	
チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002	未満	
ベンゼン	mg/L	0.01	0.001	未満	
セレン	mg/L	0.01	0.002	未満	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10	0.05		
ふっ素	mg/L	0.8	0.10		
ほう素	mg/L	1	0.01	未満	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	0.005	未満	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.090		

備考

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 許容限度は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の別表第一、別表第二によるものとする。

計量証明書

1/2

〒 080-0028

07003

北海道北見市東相内町10-7

愛和産業株式会社

御中

発行年月日

2021年11月9日

報告書番号

03202110202207



株式会社
クリタ分析センター
茨城県つくば市高野台二丁目8番14号
茨城県知事登録第57号
環境計量士 中上 政子



試料受付番号	4497	4498	4499	-以下余白-	-以下余白-	計量方法
設備番号	11	12	13			I.JIS-K-0102 II.JIS-K-0101 III.JIS-K-0125 IV.下水試験方法 V.上水試験方法 VI.社内規格
設備分類	---	---	---			
設備名・試料名	No.1地下水(上流)	No.2地下水(下流)	No.3地下水(下流)			
試料採取場所	上	中	下			
試料採取年月日	2021/10/22	2021/10/22	2021/10/22			
試料採取時刻	11:00	10:00	10:00			(単位:mg/l)
1 カドミウム	0.001未満	0.001未満	0.001未満			I.55.3
2 全シアン	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.38.5
3 鉛	0.005未満	0.005未満	0.005未満			I.54.3
4 六価クロム	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.65.2.6
5 砒素	0.005未満	0.005未満	0.005未満			I.61.2
6 総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			昭和46年環告59号付表2
7 アルキル水銀	検出されず	検出されず	検出されず			昭和46年環告59号付表3
8 PCB	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			昭和46年環告59号付表4
9 ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満			III.5.2
10 四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			III.5.2
11 1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満			III.5.2
12 クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			平成9年環告10号付表2
13 1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満			III.5.2
14 1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	0.004未満			III.5.2
15 1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			III.5.2
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満			III.5.2
17 トリクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満			III.5.2
18 テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			III.5.2

アルキル水銀の定量下限値: 0.0005mg/l

試料採取: 株式会社クリタス

未満の表記は試料における計量の結果が定量下限値未満であることを示す。

コード	F0299/FF-200014-001	担当者	N12525 中川 岳也(北見営業所)			
送付先	株式会社クリタス 施設管理第一部門・管理営業一部・営業二課					伊藤

